

税務キャッチ・アップ

消費税関係

内国法人から直接納品される場合の消費税の取扱い

1 はじめに

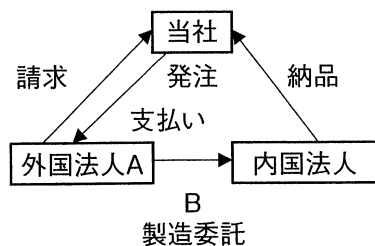
海外から商品を輸入する場合、通常は外国貨物を保税地域から引き取る際に消費税を納めることとなる。

しかし、外国法人が商品の製造を内国法人に委託している場合、委託先である国内の製造業者から直接商品が納品されることがある。

このときの消費税の取扱いについて事例をもとに確認する。なお、前提として非課税となる取引はないものとする。

2 事例

当社が外国法人Aの製品を仕入れるにあたり、外国法人Aの製品を製造する内国法人Bから直接納品された場合の消費税の取扱いを確認する。



消費税法で課税仕入れとは、取引の相手先から見て、課税資産の譲渡等に該当し輸出免税の規定が適用されないものに限るとされている（消法2十二）。

そこで、当該取引が外国法人Aにおいて課税資産の譲渡等に該当し、かつ、輸出免税が適用されない場合で、国内において

行われたものであれば、当社は当該取引に係る消費税を控除することができる。

3 検討

(1) 輸出免税が適用されるか否か

当該製品は国内で製造されたものなので、外国貨物（外国から本邦に到着した貨物で輸入が許可される前のもの）（消法2十、関税法2三）には当たらないことから、輸出免税は適用されない。

(2) 課税資産の譲渡等に該当するか否か

当該製品は国内で製造されてはいるが、その所有権は外国法人Aに帰属するものであり、譲渡対価も直接外国法人Aが受け取っていることから、事業として対価を得て行った資産の譲渡であり、課税資産の譲渡等に該当する。

(3) 国内取引に該当するか

譲渡時において当該資産が所在していた場所により判定される（消法4③一）ので、当該取引は国内取引に該当する。

以上のことから、当該取引は、国内において行う課税仕入れとして仕入れに係る消費税額の控除が適用されることとなる。

4 インボイス制度の影響

令和5年10月より、適格請求書等保存方式、いわゆるインボイス制度が導入される予定であ

る。

インボイス制度導入後に当該取引に係る消費税を控除するには、外国法人Aが適格請求書発行事業者であることが必要となる。

外国法人Aは登録申請を（免税事業者の場合、課税事業者の選択を合わせて）行う必要があるが、この場合の納税地は国内に事務所等や貸付不動産があればその所在地、ない場合には当該法人が選択した場所（選択しない場合、麹町税務署管内）が納税地となる（消法22、消令42）。

なお、委託者及び媒介者等の双方が適格請求書発行事業者である場合、一定の要件の下、媒介者等が適格請求書を発行することが認められている。当該取引の場合、外国法人Aに代わって、内国法人Bが適格請求書を発行することができる。

5 おわりに

課税貨物の引取りの場合、仕入税額を控除するために輸入許可証などが必要となるが、今回のような事例では当然ながら輸入許可証などが存在しないことにも留意する必要がある。逆に言えば、輸入許可証などが無いことから、課税貨物の引取りではないと気が付くヒントにもなり得るものである。

（右山研究グループ
税理士 板橋 敏夫）